

株 主 各 位

東京都千代田区神田小川町一丁目11番地  
**株式会社ディーエムエス**  
代表取締役社長 山 本 克 彦

### 第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、日本政府による緊急事態宣言および東京都による緊急事態措置など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討いただき、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印のうえ、ご返送をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ1F  
ソラシティカンファレンスセンター Room B  
本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第61期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
事業報告および計算書類報告の件
  2. 第61期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の  
連結計算書類監査結果報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件  
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
- 各議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（44頁から51頁）に記載のとおりであります。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.dmsjp.co.jp/>）に掲載させていただきます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応（会場や開始時刻の変更含む）を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.dmsjp.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。マスクを着用しない株主様は入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

## (添付書類)

# 事業報告

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、海外経済の不透明感が懸念されたものの、雇用・所得環境は改善傾向が続き、緩やかな回復基調で推移しました。

一方、年度末には、新型コロナウイルス感染拡大により、一般生活から企業活動まで広い範囲に影響が及び、極めて不透明な状況が続いております。

このようななか当社は、ダイレクトメール、物流、セールスプロモーション、イベント等の各事業により、「顧客企業と生活者のよい関係づくりをトータルサポート」するべく、提案型営業と生産性の高い業務推進を行っております。

また、2023年3月期までの「中期経営計画」に基づく重点施策として、「デジタル時代のDM強化」「先端設備充実による生産性向上」「西日本エリアの事業再構築」「3つの分野で物流を伸ばす」「2020オリンピック需要の取込み」に取り組んでまいりました。

この結果、当期の売上高は、ダイレクトメール事業を中心に受注が堅調に推移したことにより271億42百万円（前期比1.4%増）となりました。営業利益は、高採算案件の取り込みおよび業務効率化の取り組みにより16億59百万円（同21.8%増）となりました。経常利益は、営業外収益が31百万円（同14.4%増）、営業外費用が4百万円（同23.7%減）となった結果、16億86百万円（同21.9%増）となりました。当期純利益は、税金費用を5億1百万円計上したことにより11億68百万円（同22.9%増）となりました。

部門別の概況は以下のとおりであります。

ダイレクトメール部門におきましては、既存顧客の取引窓口の拡大や新規受注を促進した結果、引き続き通販、印刷、金融・保険などの販促DMの取扱いが伸びたことにより売上高は223億27百万円（前期比1.2%増）、セグメント利益は20億1百万円（同10.1%増）となりました。物流部門におきましては、高採算の新規大型販促支援物流を獲得したものの、前期にあった一部大型案件剥落の影響により、売上高は29億10百万円（同2.3%減）、セグメント利益は労務費の抑制が引き続き奏功したことにより43百万円（前期セグメント損失7百万円）となりました。セールスプロモーション部門におきまし

では、コールセンターやバックオフィス機能を活かした各種販促支援業務に注力した結果、売上高は7億74百万円（同8.6%減）、業務部門の稼働率向上によりセグメント利益は1億69百万円（同41.3%増）となりました。イベント部門におきましては、販売促進・スポーツイベントなどの運営・警備業務に注力した結果、売上高は10億21百万円（同27.9%増）、セグメント利益は48百万円（同38.4%増）となりました。賃貸部門におきましては、千代田小川町クロスビル（東京都千代田区）、旧大阪支社（大阪府大阪市旭区）等により売上高は1億8百万円（同25.9%増）、セグメント利益は56百万円（同24.9%増）となりました。

## (2) 対処すべき課題

次期におけるわが国の景気見通しにつきましては、中長期的には、ダイレクトメール・物流・販売促進のニーズ基調は旺盛さを保つものとみております。一方、改正労働者派遣法の影響により業務部門における人件費高騰が予想されます。さらに新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の停滞が発生しており業種・業態を超えた困難な状況が暫く続くものと見込まれます。

このようななか当社の事業であるダイレクトメールをはじめとした情報サービスは、現在の困難な状況下とその終息の後においても生活と消費に有益な社会基盤となり得るものです。このことから当社といたしましては、衛生管理、テレワーク、交代勤務、時差通勤などの感染防止策を実行しながら、各事業における生産性の向上に努め、より一層生活者と企業の双方に安心してご利用いただける質の高いサービスの提供を通じて社会に資するとともに、2023年3月期を最終年度とする中期経営計画における売上高300億円、営業利益20億円の目標達成を目指してまいります。

こうした経営戦略を推進していくため、当社は次に掲げる施策に注力してまいります。

### ①リアルとデジタルの連携

紙のダイレクトメールとeメール、Webサイト、スマートフォンなどのデジタルメディアとの組み合わせや、データ技術を活用した新たなダイレクトメールの利用方法を提案するなどの取り組みを強化し、従来の需要家はもちろん、デジタル施策を中心に展開してきた企業に対しても、ダイレクトメールの利用を推し進め、新たな需要を喚起してまいります。

## ②物流事業の拡大

ダイレクトメール事業で培ったノウハウを活かした物流事業を拡大し、新たな収益の柱として育成するため、川島ロジスティクスセンターの生産性を高めるとともに、新規物流案件の継続的獲得に取り組めます。また、荷主である顧客企業に対して、ダイレクトメールをはじめとした販売促進サービスを提供することで、事業間シナジーを創出するとともに物量の増加を促進します。

## ③企画提案型サービスの強化

顧客データ分析や販促施策の企画・制作により、費用対効果の高いダイレクトマーケティングを実現させることで、価格競争に陥らないための差別化を図ります。特に、顧客との関係性強化を重視する顧客企業の動向から、CRM（顧客関係性管理）分野の企画提案に注力することで主力であるダイレクトメール事業の付加価値を高めていきます。

## ④業務部門の生産性向上

生産機器の拡充などにより生産性・キャパシティ向上を図り、コストを低減させ利益を確保します。特に、作業手順の標準化と作業員の人的スキルアップによる効率向上と、最新の機器とシステムを活用した技術的な面からの大幅な効率化を合わせて実施し、これらをもって利益改善を果たしていきます。

## ⑤マネジメントシステムの継続的改善

JISQ15001(プライバシーマーク)およびISO27001(情報セキュリティ)を運用することで、個人情報や機密情報の適正な取り扱いを維持し改善を図っていきます。また、ISO9001(品質管理)の運用により、顧客企業のニーズを的確にとらえたサービス品質を維持・向上していきます。これら3つのマネジメントシステムにより、情報セキュリティと品質の両面から顧客企業に安心して選んでいただけるサービスを提供し続けます。

以上の施策を推し進めていくことで、社会の要請に応え、顧客企業の信頼を確保してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は3億51百万円であり、主なものは、メーリング関連機器1億25百万円、従業員用パソコンのリプレイス1億4百万円、業務センターの中央監視制御装置の更新等建物附属設備79百万円であります。

### (4) 資金調達状況

特記する事項はありません。

### (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

### (6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### (7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### (8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

### (9) 財産および損益の状況

区 分	第 58 期 (2017年3月期)	第 59 期 (2018年3月期)	第 60 期 (2019年3月期)	第 61 期(当期) (2020年3月期)
売上高(千円)	22,651,415	24,000,159	26,775,345	27,142,958
経常利益(千円)	1,204,116	1,102,486	1,383,814	1,686,335
当期純利益(千円)	821,992	764,283	950,398	1,168,221
1株当たり当期純利益(円)	141.15	131.24	163.21	200.62
総資産(千円)	14,929,124	15,499,964	16,559,671	17,261,860
純資産(千円)	9,966,791	10,632,697	11,428,756	12,409,694
1株当たり純資産額(円)	1,711.57	1,825.95	1,962.67	2,131.18

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第60期より適用しており、第59期の金額は組替え後の金額で表示しております。

## (10) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
東京セールス・プロデュース株式会社	50,000千円	100.0%	家電販売

### ③ 企業結合の成果

連結子会社は上記に掲げた1社であります。

当期の連結売上高は27,146百万円（前期26,779百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,171百万円（前期953百万円）となりました。

## (11) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

営業部門	主な営業内容
ダイレクトメール部門	DM広告企画・制作、メーリングサービス、顧客情報処理サービス、ダイレクトマーケティング事業のサポートビジネス
物流部門	商品・物品の保管管理、流通加工、仕分け・梱包発送
セールスプロモーション部門	S P助成物企画・制作、情報誌編集企画・制作、フィールドサービス、キャンペーン企画、応募整理、グッズ・ノベルティ企画・開発・制作、マーケティングリサーチ、テレマーケティング、ウェブマーケティング
イベント部門	スポーツ・文化事業イベント、販促・PRイベントなどの企画・運営・実施・入場券販売管理
賃貸部門	不動産賃貸関連事業
その他	その他

## (12) 主要な営業所および業務センター（2020年3月31日現在）

[本店所在地] 東京都千代田区神田小川町一丁目11番地

名称	所在地
業務センター	埼玉県さいたま市
川島ロジスティクスセンター	埼玉県比企郡
関西支社	大阪府門真市
福岡営業所	福岡県福岡市

(13) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
296名	4名	40.8歳	15.8年

(注) 上記のほか、パートタイマー等367名が在籍しております。

(14) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	198,550千円
株式会社三井住友銀行	82,500千円
農林中央金庫	37,950千円
株式会社滋賀銀行	24,750千円
株式会社三菱UFJ銀行	24,750千円

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 株式に関する事項

株式の状況（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 26,600,000株
- ② 発行済株式の総数 7,262,020株（自己株式1,439,086株を含む）
- ③ 株主数 965名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
山本克彦	1,055,574株	18.12%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	291,500株	5.00%
山本百合子	285,216株	4.89%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	281,400株	4.83%
凸版印刷株式会社	250,000株	4.29%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	250,000株	4.29%
株式会社みずほ銀行	242,000株	4.15%
内藤征吾	215,400株	3.69%
上田八木短資株式会社	183,100株	3.14%
ディーエムエス従業員持株会	169,630株	2.91%

(注) 1. 当社は、自己株式を1,439,086株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	ふりがな 氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	やま もと かつ ひこ 山 本 克 彦	
常務取締役	か い りょう いち 甲 斐 良 一	西日本本部長
常務取締役	しの はら きよ か 篠 原 清 佳	業務本部長
取締役	さか もと きよ し 坂 本 清 志	関西支社長
取締役	かん ばやし すすむ 上 林 晋	営業本部長
取締役	かな ざわ じゅん 金 沢 潤	業務本部 副本部長
取締役 (監査等委員・常勤)	まる やま まさ たけ 丸 山 丹 丈	
取締役 (監査等委員)	かじ たに あつし 梶 谷 篤	弁護士 NOK株式会社 社外監査役 イーグル工業株式会社 社外監査役 国立大学法人信州大学社会基盤研究所特任教授
取締役 (監査等委員)	かき お まさ ゆき 柿 尾 正 之	株式会社コアフォース 社外取締役 新日本製薬株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）梶谷 篤、柿尾 正之の両氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
3. 当社は取締役（監査等委員）梶谷 篤、柿尾 正之の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員）梶谷 篤、柿尾 正之の両氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

### (3) 取締役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 を 除 く )	6 名	73,990千円
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 ) (う ち 社 外 取 締 役)	3 名 (2 名)	8,908千円 (3,608千円)
合 計 (う ち 社 外 取 締 役)	9 名 (2 名)	82,898千円 (3,608千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 上記の報酬等の額には、役員退職慰労引当金の繰入額6,500千円（取締役6名に対し5,800千円、監査等委員である取締役3名に対し700千円（うち監査等委員である社外取締役2名に対し200千円））が含まれております。

### (4) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）梶谷 篤氏は、NOK株式会社およびイーグル工業株式会社の社外監査役、国立大学法人信州大学社会基盤研究所の特任教授であります。また、取締役（監査等委員）柿尾 正之氏は、株式会社コアフォースおよび新日本製薬株式会社の社外取締役であります。当社とそれぞれの兼職先との間には特別の関係はありません。

### (5) 社外取締役（監査等委員）の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	梶 谷 篤	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席。 また、監査等委員会12回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	柿 尾 正 之	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席。 また、監査等委員会12回のうち11回に出席し、主に他社における取締役としての活動全般にわたる経験と知見からの発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,700千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,700千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査等委員会は上記のほか、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

業務の適正を確保するための体制としての取締役会決議の概要は下記のとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念に基づいた「企業行動指針」、「コンプライアンス規程」、「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」、「個人情報保護マネジメントシステム規程」を遵守し、取締役の職務の執行の状況については、取締役会が監督し、監査等委員会が監査・監督を行う。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存、管理は「文書取扱規程」に則り行うものとし、いつでも閲覧可能な状態を維持する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

情報漏洩、コンプライアンス等に係るリスク管理については責任管理部門を定め、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」、「個人情報保護マネジメントシステム規程」、「ISMS管理規程」、「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」を遵守し、研修の実施等を行う。また、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合には速やかに対応ができるように責任者を定める。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は重要事項の意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の業務執行状況を監督する。経営会議に対し必要な指示を行う。

経営会議は、取締役会の決定や方針を各部門に指示し具体策を立案する。通常事項については迅速かつ適切な業務執行を行い、重要事項や異例事項については取締役会に報告しその指示を得る。

#### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念に基づいた「企業行動指針」、「コンプライアンス規程」、「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」、「個人情報保護マネジメントシステム規程」を遵守し、業務運営の状況については監査室が内部監査を行う。

**⑥ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項**

当社の子会社の取締役等が、随時、当社の取締役会に出席し、業務の執行に係る事項の報告を行うものとする。

**⑦ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社が定める「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」、「個人情報保護マネジメントシステム規程」、「ISMS管理規程」、「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」を子会社において準用する。また、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合には速やかに当社と連携し、対応する。

**⑧ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社の子会社の取締役が、通常事項については迅速かつ適切な業務執行を行い、重要事項や異例事項については当社の取締役会に報告しその指示を得るものとする。

**⑨ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社が定める「企業行動指針」、「コンプライアンス規程」、「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」、「個人情報保護マネジメントシステム規程」を準用し、業務運営の状況については当社の監査室が監査を行う。

**⑩ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査等委員である取締役の職務を補助する組織を監査室とする。

**⑪ 上記⑩の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査室に関する人事異動、組織変更等の最終決定は監査等委員会の同意を得るものとする。

**⑫ 監査等委員である取締役の上記⑩の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社の監査等委員である取締役と監査室は、相互に監査結果を報告し、意見交換を行うとともに、定期的開催される監査等委員会などを通じて監査等委員である取締役に対してサポートするものとする。

**⑬ 当社グループの取締役等並びに使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制**

当社グループの取締役並びに使用人が監査等委員である取締役に報告すべき事項、その他の監査等委員である取締役への報告すべき事項として下記の事項を報告するものとし、速やかに報告を行うものとする。

- ・当社グループに著しい損害及び不利益を及ぼすおそれのある事実。
- ・当社グループの取締役等の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性若しくは発生した場合は、その事実。

**⑭ 監査等委員である取締役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、「企業行動指針」に基づき、法令に準拠した体制を確保するものとする。

**⑮ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員である取締役の監査に係る諸費用については、監査の実効性を担保するために必要な予算を設けるとともに、監査等委員である取締役より費用の申請があった場合は、経理部門で確認のうえ支払うものとする。

**⑯ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員である取締役の職務を補助する組織を監査室とし、また、監査室が独自に行う内部監査の結果を監査等委員である取締役に報告し相互連携を図るものとする。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における主な運用状況については、以下のとおりであります。

**① 重要な会議の開催状況について**

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として毎月1回開催される定時の取締役会に加え、必要に応じて臨時の取締役会を随時開催しております。当事業年度においては、17回開催いたしました。取締役会では、法令または定款に定められた事項および経営に関する重要な事項や業務執行に関する事

項の意思決定を行うほか、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行いました。

また、業務執行会議として経営会議を毎月1回開催いたしました。

## **② 監査等委員会の職務の執行について**

当社は、「監査等委員会規程」に基づき、原則として毎月1回監査等委員会を開催しております。当事業年度においては、12回開催し、監査方針の策定およびその実施状況について定期的に情報共有を図ってまいりました。

また、取締役会に出席し、取締役の職務執行を監督するとともに、監査室や監査法人と随時意見交換や情報共有を行うなど、相互連携を図ってまいりました。

## **③ 内部監査の状況について**

監査室は、年間計画に基づき、社内全部門の業務活動が法令または社内諸規程どおり適切に行われているかを監査し、内部監査の実施状況を社長および監査等委員会に報告するとともに、社長による被監査部門への改善に向けた指示について、後日実施状況の確認を行いました。



# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>8,607,941</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,964,404</b>
現金及び預金	3,777,227	買掛金	1,821,015
受取手形	80,911	1年内返済予定の長期借入金	134,000
電子記録債権	792,619	リース債務	54,719
売掛金	2,615,344	未払法人税等	315,578
仕掛品	1,021,162	賞与引当金	218,701
立替郵送料	199,216	その他	1,420,388
その他	124,699	<b>固定負債</b>	<b>887,761</b>
貸倒引当金	△3,319	長期借入金	234,500
<b>固定資産</b>	<b>8,653,919</b>	リース債務	222,717
<b>有形固定資産</b>	<b>5,205,633</b>	退職給付引当金	170,551
建物	2,069,289	役員退職慰労引当金	73,970
構築物	4,343	再評価に係る繰延税金負債	18,327
機械装置	306,519	その他	167,693
車両運搬具	13,442	<b>負債合計</b>	<b>4,852,166</b>
土地	2,491,340	<b>純資産の部</b>	
リース資産	223,521	<b>株主資本</b>	<b>13,131,440</b>
その他	97,176	資本金	1,092,601
<b>無形固定資産</b>	<b>207,493</b>	資本剰余金	1,468,215
ソフトウェア	143,895	資本準備金	1,468,215
その他	63,597	<b>利益剰余金</b>	<b>11,153,827</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,240,791</b>	利益準備金	273,150
投資有価証券	407,153	その他利益剰余金	10,880,677
関係会社株式	50,000	配当平均積立金	440,000
投資不動産	2,211,244	固定資産圧縮積立金	265,182
繰延税金資産	88,345	別途積立金	8,100,000
その他	484,047	繰越利益剰余金	2,075,494
<b>資産合計</b>	<b>17,261,860</b>	<b>自己株式</b>	<b>△583,202</b>
		評価・換算差額等	△721,746
		その他有価証券評価差額金	92,642
		土地再評価差額金	△814,388
		<b>純資産合計</b>	<b>12,409,694</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>17,261,860</b>

# 損 益 計 算 書

( 2019年4月1日から )  
( 2020年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	27,142,958
売 上 原 価	24,125,638
売 上 総 利 益	3,017,319
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,357,606
営 業 利 益	1,659,713
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	0
受 取 配 当 金	14,186
物 品 売 却 益	10,269
そ の 他	6,619
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4,338
そ の 他	115
経 常 利 益	1,686,335
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	8,399
投 資 有 価 証 券 評 価 損	8,351
税 引 前 当 期 純 利 益	1,669,584
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	517,000
法 人 税 等 調 整 額	△15,637
当 期 純 利 益	1,168,221

# 株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金						
				配当平均積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2019年4月1日 残高	1,092,601	1,468,215	273,150	440,000	265,182	7,200,000	1,929,556	△582,954	12,085,751	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△122,283		△122,283	
当期純利益							1,168,221		1,168,221	
別途積立金の積立						900,000	△900,000		—	
自己株式の取得								△248	△248	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	900,000	145,937	△248	1,045,689	
2020年3月31日 残高	1,092,601	1,468,215	273,150	440,000	265,182	8,100,000	2,075,494	△583,202	13,131,440	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年4月1日 残高	157,393	△814,388	△656,995	11,428,756
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△122,283
当期純利益				1,168,221
別途積立金の積立				—
自己株式の取得				△248
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△64,750	—	△64,750	△64,750
事業年度中の変動額合計	△64,750	—	△64,750	980,938
2020年3月31日 残高	92,642	△814,388	△721,746	12,409,694

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
デリバティブの評価基準および評価方法	時価法
たな卸資産の評価基準および評価方法	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物については定額法）

##### 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

##### リース資産

###### 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

##### 投資不動産

定率法

（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物については定額法）

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末に在籍の従業員に係る支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく当事業年度末要支給見積額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引のうち、金利スワップの特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較して、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

- (5) 会計方針の変更  
該当事項はありません。
- (6) 表示方法の変更  
該当事項はありません。
- (7) 追加情報  
該当事項はありません。
- (8) その他の注記  
該当事項はありません。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保資産及び担保債務

担保に供している資産

投資有価証券	90,338 千円
建物	1,931,722 千円
土地	2,373,219 千円
投資不動産	1,249,837 千円
合計	5,645,117 千円

担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	368,500 千円
------------------------	------------

### (2) 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額 6,438,716 千円

- (3) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

#### ①再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」（平成3年5月2日公布法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

②再評価を行った日

2002年3月31日

③再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額

59,585 千円

(うち、賃貸等不動産に係る差額 42,711 千円)

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債務 123 千円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 120 千円

その他の営業取引高 546 千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	1,438,974株	112株	一株	1,439,086株

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

### 繰延税金資産

未払事業税	20,114 千円
賞与引当金	66,966 千円
退職給付引当金	52,222 千円
役員退職慰労引当金	22,649 千円
フリーレント賃料	36,958 千円
その他	42,778 千円
繰延税金資産小計	241,690 千円
評価性引当額	— 千円
繰延税金資産合計	241,690 千円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△36,309 千円
固定資産圧縮積立金	△117,034 千円
繰延税金負債合計	△153,344 千円
繰延税金資産の純額	88,345 千円

## 6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,131円18銭
(2) 1株当たり当期純利益	200円62銭

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 計算書類の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社ディーエムエス

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人  
東京オフィス

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 島 康 治 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木 村 ゆりか ⑩

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ディーエムエスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

2020年5月21日

株式会社ディーエムエス

代表取締役社長 山 本 克 彦 殿

株式会社ディーエムエス 監査等委員会

常勤監査等委員 丸 山 丹 丈 (印)

監 査 等 委 員 梶 谷 篤 (印)

監 査 等 委 員 柿 尾 正 之 (印)

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

（注）監査等委員梶谷 篤及び柿尾 正之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	8,718,477	<b>流動負債</b>	3,965,058
現金及び預金	3,887,762	買掛金	1,821,015
受取手形及び売掛金	2,696,335	1年内返済予定の長期借入金	134,000
電子記録債権	792,619	リース債務	54,719
仕掛品	1,021,162	未払法人税等	316,355
立替郵送料	199,216	賞与引当金	218,701
その他	124,699	その他	1,420,265
貸倒引当金	△3,319	<b>固定負債</b>	1,011,817
<b>固定資産</b>	8,687,028	長期借入金	234,500
<b>有形固定資産</b>	5,205,633	リース債務	222,717
建物及び構築物	2,073,633	退職給付に係る負債	280,346
機械装置及び運搬具	319,961	役員退職慰労引当金	73,970
土地	2,491,340	繰延税金負債	14,261
リース資産	223,521	再評価に係る繰延税金負債	18,327
その他	97,176	その他	167,693
<b>無形固定資産</b>	207,573	<b>負債合計</b>	4,976,876
投資その他の資産	3,273,820	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	456,563	<b>株主資本</b>	13,198,259
投資不動産	2,211,244	資本金	1,092,601
繰延税金資産	121,965	資本剰余金	1,468,215
その他	484,047	利益剰余金	11,220,645
<b>資産合計</b>	17,405,505	自己株式	△583,202
		その他の包括利益累計額	△769,629
		その他有価証券評価差額金	120,933
		土地再評価差額金	△814,388
		退職給付に係る調整累計額	△76,175
		<b>純資産合計</b>	12,428,629
		<b>負債純資産合計</b>	17,405,505

# 連結損益計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	27,146,872
売上原価	24,126,460
売上総利益	3,020,412
販売費及び一般管理費	1,357,027
営業利益	1,663,385
営業外収益	
受取利息	8
受取配当金	15,603
物品売却益	10,269
その他	6,619
合計	32,501
営業外費用	
支払利息	4,338
その他	115
合計	4,454
経常利益	1,691,432
特別損失	
固定資産除却損	8,399
投資有価証券評価損	8,351
合計	16,751
税金等調整前当期純利益	1,674,681
法人税、住民税及び事業税	518,500
法人税等調整額	△15,597
当期純利益	1,171,778
親会社株主に帰属する当期純利益	1,171,778

# 連結株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年4月1日 残高	1,092,601	1,468,215	10,171,150	△582,954	12,149,012
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△122,283		△122,283
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,171,778		1,171,778
自己株式の取得				△248	△248
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,049,494	△248	1,049,246
2020年3月31日 残高	1,092,601	1,468,215	11,220,645	△583,202	13,198,259

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2019年4月1日 残高	185,326	△814,388	△27,444	△656,506	11,492,506
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△122,283
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,171,778
自己株式の取得					△248
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△64,392	—	△48,731	△113,123	△113,123
連結会計年度中の変動額合計	△64,392	—	△48,731	△113,123	936,122
2020年3月31日 残高	120,933	△814,388	△76,175	△769,629	12,428,629



## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	1社
主要な連結子会社の名称	東京セールス・プロデュース株式会社

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準および評価方法

その他有価証券	時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

デリバティブの評価基準および評価方法	時価法
--------------------	-----

たな卸資産の評価基準および評価方法	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
-------------------	-------------------------------------------

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物については定額法）

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

投資不動産

定率法

（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物については定額法）

- ③ 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末に在籍の従業員に係る支給見込額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく当連結会計年度末要支給見積額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- 重要なヘッジ会計の方法
- ヘッジ会計の方法 金利スワップ取引のうち、金利スワップの特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。
- ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段 金利スワップ
- ヘッジ対象 借入金
- ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
- ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較して、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。
- 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
- (5) 会計方針の変更  
該当事項はありません。
- (6) 表示方法の変更  
該当事項はありません。
- (7) 追加情報  
該当事項はありません。
- (8) その他の注記  
該当事項はありません。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保資産及び担保債務

担保に供している資産

投資有価証券	90,338 千円
建物	1,931,722 千円
土地	2,373,219 千円
投資不動産	1,249,837 千円
合計	5,645,117 千円

担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	368,500 千円
------------------------	------------

### (2) 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額 6,438,716千円

### (3) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

#### ① 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」（平成3年5月2日公布法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

#### ② 再評価を行った日

2002年3月31日

#### ③ 再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額

59,585千円

（うち、賃貸等不動産に係る差額 42,711 千円）

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数  
普通株式 7,262,020株

#### (2) 配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

2019年6月21日開催の第60期定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	122,283千円
1株当たり配当額	21円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月24日

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの 2020年6月23日開催の第61期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	128,104千円
1株当たり配当額	22円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月24日

#### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては、一時的な余資を主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達につきましては、短期的な運転資金を銀行借入により調達し、設備投資などの長期的資金は、主に銀行借入や社債発行により調達しております。なお、デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

##### ② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客企業の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に係る資金調達目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後2年8ヶ月であります。このうち一部は、支払金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項 ⑤その他連結計算書類の作成のための重要な事項 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

##### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、経理部がすべての取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングして、財務状況の悪化等による

回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の経理部が定期的なモニタリングを実施することによって当社レベルと同様の管理状況を確保しております。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた管理規定に従い、経理部が承認権限者の承認を得て行っております。また、監査室によって定期的に内部監査を実施し、その監査結果は取締役会に報告される体制を確保しております。なお、連結子会社では、デリバティブ取引は行っておりません。

iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。なお、連結子会社においても同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における、連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2. 参照）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
<b>資産</b>			
(1) 現金及び預金	3,887,762	3,887,762	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,696,335	2,696,335	—
(3) 電子記録債権	792,619	792,619	—
(4) 投資有価証券	455,763	455,763	—
資産 計	7,832,481	7,832,481	—
<b>負債</b>			
(1) 買掛金	1,821,015	1,821,015	—
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	368,500	369,899	1,399
負債 計	2,189,515	2,190,915	1,399
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

## 資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券  
これらの時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

## 負債

- (1) 買掛金  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）  
これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	800

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の資産（4）投資有価証券には含めておりません。

## 5. 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項  
当社では、東京都において賃貸用の区分所有建物（土地を含む）を、埼玉県にて賃貸用の土地を、大阪府にて賃貸用の土地および建物を有しております。
- (2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
2,211,244千円	1,862,539千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,134円43銭
(2) 1株当たり当期純利益	201円23銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社ディーエムエス

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人  
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 松 島 康 治 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 ゆりか ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ディーエムエスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディーエムエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



## 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

2020年5月21日

株式会社ディーエムエス

代表取締役社長 山本克彦 殿

株式会社ディーエムエス 監査等委員会

常勤監査等委員 丸山丹丈 (印)

監査等委員 梶谷 篤 (印)

監査等委員 柿尾正之 (印)

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

(注) 監査等委員梶谷 篤及び柿尾 正之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社ディーエムエス  
代表取締役社長 山本克彦

### 2. 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、株主各位への利益還元の充実と、企業体質の強化のための内部留保の充実との均衡を図っていくことを基本的考え方としております。この基本的な考え方に則り、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金22円 総額128,104,548円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月24日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目およびその額  
別途積立金 1,000,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目およびその額  
繰越利益剰余金 1,000,000,000円

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
やまもと かつひこ 山本克彦 (1969年3月11日生)	1995年4月 株式会社第一勧業銀行入社 1998年6月 株式会社第一勧業銀行退社 1998年7月 当社入社 2000年5月 社長室長 2000年6月 取締役就任 2001年4月 代表取締役社長就任(現任) 2008年6月 管理本部長	1,055,574株
しのはら きよか 篠原清佳 (1954年11月30日生)	1983年8月 当社入社 2011年4月 第四オペレーション統括部長 2012年7月 執行役員オペレーション部門担当 兼第三オペレーション統括部長 2013年6月 取締役就任 2017年6月 常務取締役就任(現任) 2019年4月 執行役員業務本部長(現任)	10,700株
さかもと きよし 坂本清志 (1956年1月16日生)	1979年3月 当社入社 2009年4月 セールスプロモーション部長 2015年7月 執行役員大阪支社長兼大阪管理部長 兼大阪営業部長 2016年6月 取締役就任(現任) 2019年4月 執行役員関西支社長(現任)	11,100株
かんばやし すずむ 上林晋 (1964年3月13日生)	1986年3月 当社入社 2007年4月 第四営業部長 2014年7月 執行役員第三営業統括部長 兼第三営業部長兼営業企画部長 2017年6月 取締役就任(現任) 2019年4月 執行役員営業本部長(現任)	10,100株

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
かな ざわ じゅん 金 沢 潤 (1962年6月27日生)	1986年3月 当社入社 2011年4月 第一オペレーション統括部長 兼CRM推進一部長 2014年7月 執行役員第一オペレーション統括部長 兼CRM推進一部長 2017年6月 取締役就任（現任） 2020年4月 執行役員業務本部副本部長 兼第一業務統括部長（現任）	8,000株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年6月25日開催の第56期定時株主総会において、年額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬の総額は年額1億円以内といたします。また、各対象取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきます。

現在の対象取締役は6名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。本制度により当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は年28,000株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行または処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、これによる普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契

約」という。)を締結するものいたします(本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」という。)

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職等する日までの間(以下、「本譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものいたします。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由により退任または退職等した場合または死亡により退任または退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

#### (3) 無償取得事由

対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由によらず退任または退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。



(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

なお、本制度により対象取締役等に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

**第4号議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます甲斐良一氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
か 甲  い 斐  りょう 良  いち 一	2013年6月 当社取締役就任 2017年6月 当社常務取締役就任（現任）

また、当社は、役員報酬体系の見直しの一環として2020年5月22日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、対象取締役」という。）および監査等委員である取締役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議致しました。

これに伴い、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として重任予定の対象取締役山本克彦、篠原清佳、坂本清志、上林晋、金沢潤の各氏および在任中の監査等委員である取締役丸山丹丈、梶谷篤、柿尾正之の各氏に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をすることといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては各対象取締役および各監査等委員である取締役の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、対象取締役については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議にご一任願いたいと存じます。

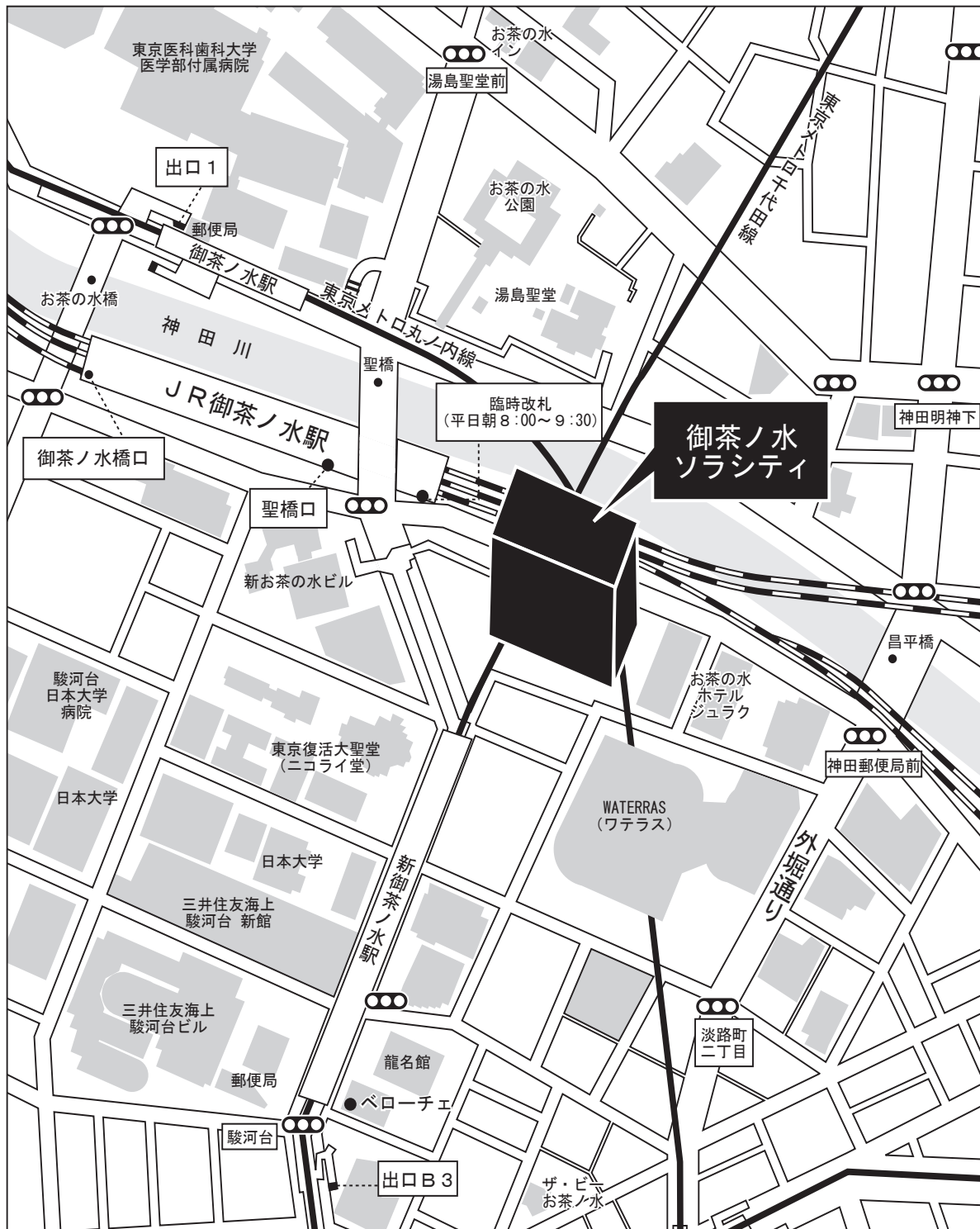
役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定の対象取締役および監査等委員である取締役の略歴は、つぎのとおりであります。

氏 名	略 歴
やまもと かつひこ 山 本 克 彦	2000年6月 取締役就任 2001年4月 代表取締役社長就任（現任）
しのはら きよか 篠 原 清 佳	2013年6月 取締役就任 2017年6月 常務取締役就任（現任）
さかもと きよし 坂 本 清 志	2016年6月 取締役就任（現任）
かんばやし すずむ 上 林 晋	2017年6月 取締役就任（現任）
かなざわ じゅん 金 沢 潤	2017年6月 取締役就任（現任）
まるやま まさたけ 丸 山 丹 丈	2015年6月 取締役〔常勤監査等委員〕就任 （現任）
かじ たにあつし 梶 谷 篤	2015年6月 社外取締役〔監査等委員〕就任 （現任）
かきお尾 まさゆき 柿 尾 正 之	2017年6月 社外取締役〔監査等委員〕就任 （現任）

以 上

# 第61期定時株主総会会場のご案内

会 場 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ1F  
 ソラシティカンファレンスセンター Room B  
 03-6206-4855



J R中央線・総武線  
 東京メトロ千代田線  
 東京メトロ丸ノ内線  
 都営地下鉄 新宿線

「御茶ノ水」駅	聖橋口から	徒歩1分
「新御茶ノ水」駅	B2出口	直結
「御茶ノ水」駅	出口1から	徒歩4分
「小川町」駅	B3出口から	徒歩6分